

# めまろ 議会だより

わたしたちの町議会

■発行/芽室町議会  
■編集/議会運営委員会

TEL.0155-62-9731 FAX.0155-62-9813  
〒082-8651 北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地  
http://www.memuro.net/  
E-mail:g-shomu@memuro.net

No.107 2008.2

## 平成19年第8回 12月町議会定例会



9人の議員が町長の町政に対する姿勢について、ただしました。

### 芽室町の雇用と就業の状況について



◎質問者：広瀬 重雄 議員

**Q** 1点目、本町のここ数年における就業状況と失業率について、どの様に把握されているのか伺いたい。

2点目、町内の子ども達の学卒後の新規就業状況とUターンの状況も合わせて伺いたい。

3点目、本町企業の雇用状況をどの様に認識されているのか、管内の傾向も合わせ伺いたい。

4点目、行政として、どの様に雇用と就業の問題に関わるべきと考えるのか、今後の対策等を含め見解を伺いたい。

**A** 町長 1点目、平成17年度の国勢調査では、失業者数は355人、完全失業率3.6%で、5年前と比較すると、136人、失業率にして1.3%の増である。この5年間の主な産業別就業動向では、第2次産業の建設業が150人、製造業で101人の就業者数が減少した反面、第3次産業の卸・小売業が191人、サービス業で353人の増加傾向にある。

2点目、町内に所在する2つの高等学校における5月1日現在調査の平成19年3月卒業者の進路状況調査によると卒業生総数302人中、進学者数199人、

就職者数80人、受験準備者も含む進路未定者数23人となっている。なお、Uターンの状況については大変困難な調査であることから、町村行政の中では把握できない現況にあることをご理解いただきたい。

3点目、公共事業等の減少による影響から第2次産業の建設業を中心に本町の雇用状況は非常に厳しいと認識をしている。首都圏における景気回復基調は北海道ではいまだ実感できず、十勝管内の傾向を見ても求人数で建設業、製造業、飲食業、宿泊業が軒並み減少しており、本町はもとより十勝管内における雇用情勢は、依然厳しい状況が続くものと考えている。

4点目、本州に比べ回復の遅い北海道経済の現況から民間投資も低調に推移しており、町内企業が大変厳しい現状にあることに苦慮している。このことから雇用、就業に寄与する本町経済の活性化策は、基幹産業である農業を核として町内の経済循環を図り、地域経済の活性化を目指すところであると考えている。

### 第4期芽室町総合計画における、自主・自立と市町村合併について

◎質問者：広瀬 重雄 議員

**Q** 第4期総合計画の策定にあたり、現在の自主・自立推進プランを総合計画の中に溶け込ませていく考えと、以前の町長の答弁にもあったが、この件に関し、どのような議論があり、どう整理されたのか？また、関連性のある市町村合併の問題については、どのような取り扱いとされたのか伺いたい。

**A** 町長 議論の経過については、自治体を取り巻く環境の変化、第3期総合計画の現状と課題、新たな総合計画策定の際の計画期間や自主・自立推進プランの溶け込みなどの基本的な考え方を平成17年9月15日、議会の総務常任委員会に説明をし、

その後平成17年10月7日、町は地方分権時代の到来や今日的な社会経済状況の変化などの要因から、平成20年を初年度とする第4期芽室町総合計画を策定すること、自主・自立推進プランを新たな総合計画に融合することを決定した。その後、平成18年8月の第1回総合計画町民検討委員会で自主・自立推進プランの相当部分を第4期総合計画に反映することを説明したところである。さらに、町と正式な諮問答申の関係にある総合計画審議会に対して事務局として説明をしており、委員各位には答申に当たって自主・自立推進プランを総合計画に溶け込ませることについては、十分認識をされ、その後の会議でも特に意見はなかったものである。町としては、

- ①総合計画はまちづくりの基本指針であることから一体化を図り、プランを総合計画に反映させること。
- ②プランにある平成20年度以降も継続して取り組むべきものについては、総合計画実施計画書に記載すること。
- ③既に実施済みの事業などは記載しないこと。

これを基本的な考え方として整理をしている。

市町村合併の問題については、外的な要因によっては、町民の皆さんや議会の皆さんとその対応について慎重に話し合いを行っていかねばならないと考えているが、各市町村とも自主・自立を選択してから日も浅く、十勝管内市町村の認識差も大きい状況であり、すぐに合併論議を再開する状況にないと考えている。

## 第4期総合計画と広聴制度について



◎質問者：常通 直人 議員

**Q** 現在策定中の総合計画の実実施計画、重点施策の一つに、「徹底した情報公開と説明」とある。そこで

1点目、現在本町の広聴制度にはどのようなものがあるか。

2点目、今年度の各広聴制度のそれぞれの実績数と町政に反映した意見にはどのようなものがあるか。

3点目、寄せられた意見を町政に反映される流れはどのようなになっているか。

4点目、今年から始まった新しい「そよ風トーク」制度の今年度の予定は。

**A** 町長 1点目、各個人で町政全般について自由に意見を述べる個別広聴と、地域社会や団体、組織などを対象とした会議、打ち合わせ形式で

意見を述べる集団広聴がある。集団広聴については、行政からの情報発信、意見交換をさせていただくため、町内各所を巡回するような形態も含めている。個別広聴の種類としては、広報紙に折り込んだ葉書、メール、ファックスなど様々な手法でご意見を受け付けるホットボイスがメインであり、本町の取組の大きな特徴となっている。

**2点目**、個別広聴のホットボイスの実績については、平成18年度261件で、内訳としては、葉書によるもの241件、メールによるもの15件、ファックスによるもの5件、各担当課へのダイレクトメールについては38件である。

集団広聴のそよ風トークは、本年1月22日から27日の間、町内9会場で地域課題等について意見交換を行ったほか、団体別ではスポーツ少年団など行っており、平成18年度は8件、合計325人の参加をいただいた。

町政に反映した意見については、最近の事例では、燃やせるごみ袋の小さいサイズ（7.5リットル）を作成する検討や、公立芽室病院での医療費をクレジットカードで支払うことができる検討などがある。

**3点目**、ホットボイス等の個別広聴については、まず担当課が回答や対応を行い、すぐに解決できない問題については、課内、部内の協議、調整を行う。そよ風トークなどの集団広聴については、意見の内容をまとめ、各課に対応を指示し、協議した内容を企画財政課でまとめている。

**4点目**、来年1月15日から18日までと21日の5日間、部長職以上で町内11か所を周り、各地域の課題や町行政の全般の課題について町民の皆さんとの意見交換を行い、今後の政策立案に反映させていきたいと考えている。



## 指定管理者制度導入後について

◎質問者：常通 直人 議員

- Q** 平成18年4月から指定管理者制度が本町でも導入され1年7か月が経過しました。そこで
- 1点目、現在の事業者について町として、いつ・どのような方法で評価するのか。
- 2点目、町民（利用者）の声をどのような方法で聞いたか。
- 3点目、利用度（回数）はどうなったか。
- 4点目、今後の指定管理者制度の方向性をどう考えているのか。

**A** 町長 1点目、それぞれの事業者から仕様書に基づく事業報告書を提出していただき、11月19日開催の第3回評価委員会をもってすべての評価を終了、現在議会及び町民の皆様への公表に向け事務を進めている。

評価方法は、指定管理者から報告される事業報告書の管理状況、利用状況、経費の収支状況、さらには選定時における選定審査の評価内容等について、民間委員が持つ利用者の視点による客観的な評価意見と施設所管課が確認した管理実態をもとに各事項を5段階の点数で評価し、合計点をもって総合評価としたものである。

2点目、利用者アンケートの実施結果と施設の利用団体、指定管理者、施設所管課による三者の懇談会、そして利用者の視点や立場から民間委員の参加をもって町民の声と受けとめたものである。

3点目、平成18年度の利用回数、利用人員については、国民宿舎等を除く指定管理施設は平成17年度と比較しておおむね増加している。

4点目、指定管理者制度は公の施設の管理経費縮減という一面はあるが、公の施設として公平性、信頼性が確保された中で公から民へ管理移行することにより、民間の柔軟な発想と利用者の観点に立った接遇など一般的に公が不得意とする利用者サービスが充実し、利用促進が図られなければならないと考える。

## 第4期総合計画案について

◎質問者：高橋 仁美 議員



- Q** 1点目、東めむろ住宅団地に隣接する東側に宅地を拡大する計画があるが、面積はどれくらいか。また、そこで想定している定住人口は何人か。
- 2点目、人口増は中心市街地を最重点とするべきであり、町にとっての利点もさほど多くない新たな宅地開発は疑問である。再検討する考えはないか伺いたい。

3点目、基本構想では、新たな工業団地の拡大を想定しているか。また、あるとすれば場所はどこか。

**A** 町長 1点目、西20号から東の区域は区域面積50.7ヘクタールであり、定住人口は309人と推計している。

2点目、目標人口も含めた基本構想は総合計画審議会に諮問し、答申をいただいたものであり、自らのまちづくりの理念と合致するその答申を最大限尊重したものであることから、将来像の区域などを再検討する考えはない。

3点目、工業団地の新たな拡大は、現在のところ考えていない。

## 中心市街地人口を増やす対策について

◎質問者：高橋 仁美 議員

- Q** 1点目、中心市街地に芽室農協が所有する物件が多いが、移転後の未利用地や建物について、農協のこれからの考え方を町は聞いているのか。
- 2点目、農協本部、資材店舗、倉庫などの敷地面積はどれ位あり、仮に住宅地にするとどれ位の家が建つことになるのか。

**A** 町長 1点目、芽室農協は建物や跡地の土地利用について検討委員会を設置し、協議を重

## 「第4期芽室町総合計画基本構想策定の件」

第4期芽室町総合計画基本構想審査特別委員会において延べ3日間審査を行い、起立多数で「原案のとおり可決すべきもの」と決定し、1月31日に開催された町議会臨時会で、委員長報告のとおり可決されました。

※「総合計画」とは、まちづくりの計画として最も上位に位置づけられるもので、総合的・計画的なまちづくりを進めるための基本的な指針となるものです。

ねている状況であると聞いている。町としても芽室農協と情報交換を行っているところであるが、現在のところ今後の利活用の方向が決まっているのは、旧エコープ、旧資材店舗及びレンガ倉庫の一部であると聞いている。また、旧本部事務所及び第1スタンド跡地については、中心市街地の人口密度を高めることに寄与する土地利用の方向が検討されていると聞いている。

2点目、敷地面積は約1ヘクタールであるが、住宅地はその使い方や開発の形態で大きく異なることなどから、町が想定することは困難であることをご理解いただきたい。

## 障がい者雇用促進について

◎質問者：高橋 仁美 議員

**Q** 「障害者の雇用状況 芽室町不足数全道ワーストワン」という不名誉な新聞報道があり、障がい者対策に対する町の基本姿勢が問われている。障がい者を積極的に雇用していくべきだと考えるがいかがか。

**A** 町長 国・地方公共団体等は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、一部の除外職員を除く職員数48人以上の機関にあっては、2.1%以上の雇用をもって身体障害者、又は知的障害者を雇用しなければならないと定めている。本町にあっては、調査日である6月1日現在、障害者に限定した採用による臨時的任用職員1人、限定しない採用による臨時的任用職員が1人、合わせて2人を採用していたが、この調査は常時勤務する職員のみを調査の対象とすることから、結果としては障害者の雇用がない旨を回答したところである。来年度においては法定雇用率の達成を図るため、現在勤務している職員の継続的雇用に配慮するとともに、法定雇用率確保に向け計画的に障害者の継続的雇用を図っていく。

## フリーダム十勝の不正請求問題について

◎質問者：高橋 仁美 議員

**Q** 1点目、フリーダム十勝による不正請求問題があったが、本町分は最終的にいくらか。また、十勝全体では総額はいくら位か。

2点目、本町分の中には利用者分も含まれるが、間違いなく返されるのか。いつ、どういう形で返還される見込みか。

3点目、現在町は、利用者などの要望などを聞いているのか。また、来年度からの受け皿として本町ではどのように考えているかを伺いたい。

**A** 町長 1点目、最終的な過大請求総額は利用者負担分も含め73万3,010円である。また、十勝全体での総額については、管内10市町村で総額2,237万3,983円となっている。

2点目、町が過大請求として確定した73万3,010円のうち利用者負担に係るものは1万1,876円、残る72万1,134円は町が支出した支援費、給付費に係るものである。現段階でフリーダム十勝の経営状況から一時返還は困難であり、利用者保護の観点に立つと、まず利用者負担を優先的に返還し、その後、町へ返還するよう申し入れしたいと考えている。

3点目、フリーダム十勝全体の利用者・保護者会が中心となり、帯広市内の6事業所と芽室町、清水町の事業所を合わせた8事業所の受け皿としてNPO法人「(仮称)ていんくる」の立ち上げが進められている。

本町としては「(仮称)ていんくる」の動向を注視し、今後、具体的な事業計画や資金計画等が提示され次第、利用者並びに家族の皆さんの意向を踏まえ、最終的な判断をしたいと考えている。

## 地域企業への切なる対策について

◎質問者：藤森善一郎 議員



**Q** 国や道、なかんずく市町村の財政が厳しい中で、公共事業が大幅に縮減され、芽室町の企業も大きな影響を受けている。芽室町もかつてのように補助事業などの頼りは考えられない現在とはいえ、せめて、地域の企業に活力を持たせる対策はないのか。町の公共施設の小修繕というか、勿論、建築・土木関係の仕事をと、切なる対策について町長にお伺いしたい。

**A** 町長 国や北海道はもとより本町においては、厳しい財政事情から公共事業が年々減少している状況であり、町内の関係企業も大変厳しい現状にある。特に建設業においては、公共事業を初め地域経済の低迷から民間企業も設備投資も低調で、その影響は大変大きなものと認識をし、その対応に私たちも苦慮をしているところである。

その対応策として、次の4つの観点から積み重ねが必要だというふうに考えている。

- ①積極的な企業誘致を進めること。
  - ②行政が担っている業務の一部を指定管理者制度により民間活力を導入し、雇用の場の拡大につなげることを。
  - ③国・道の公共事業のうち芽室町内で施行されるものにあつては、地元企業を活用いただくことを、機会をとらえて私自身がお願ひに歩くこと。
  - ④本町が施行する公共事業は可能な限り地元町内企業に配慮したものとし、町内経済循環を目指すこと。
- 本町の公共施設整備においては、新たな建造物や新設すべき道路事業などが減少し、現有資産の維持、管理、そして修繕にかかる事業の割合が増加している。したがって、この維持、管理及び修繕の業務においては、町外企業への業務発注ではなく、極力より身近で地元事業に精通している町内企業への業務発注を少しでも増やしている現状であるが、今後この配慮については、継続していく考えである。

### 障害者の雇用に関する状況について



◎質問者：小椋 孝雄 議員

**Q** 1点目、現在官公庁における法定雇用率2.1%とあるが、昭和52年制度創設時以降本町の推移と、その取り組みについての経緯を伺いたい。

2点目、十勝管内町村機関の平成19年度現在の在職状況はどのようになっているかを伺いたい。

3点目、本町の障害者の数を障害者別に伺いたい。

4点目、今後本町における障害者雇用の取組や、理解の促進についての考え方と、中長期的な雇用計画を伺いたい。

**A** 町長 1点目、職員のうち障害者雇用数及び雇用率の推移

年度	雇用数	雇用率	年度	雇用数	雇用率
8年度	13人	5.51%	14年度	4人	1.94%
9年度	10人	4.31%	15年度	4人	2.03%
10年度	10人	4.34%	16年度	4人	1.76%
11年度	10人	4.69%	17年度	4人	1.78%
12年度	9人	4.31%	18年度	4人	1.80%
13年度	7人	3.32%			

本年度は該当職員が退職したため法定雇用率2.1%を満たすことができなかったものである。

従前は在職している職員が後天的に障害者等となったケース等も含め、法定雇用率を満たすことができたことから、一部の臨時の職員を除き、障害のあ

る方に限定した職員の募集は行っていなかった経緯にある。現在、本町における障害者雇用は臨時的任用職員2人を採用しているが、臨時的任用職員については調査の対象外であること等を踏まえ、帯広公共職業安定所の指導をいただきながら、現在勤務している職員の年間雇用の条件整備など計画的雇用に努めるものである。

2点目、平成19年10月20日に厚生労働省北海道労働局が公表した資料による障害者雇用の人数と雇用率は

町村名	人数	雇用率	町村名	人数	雇用率
音更町	5人	2.08%	大樹町	5人	2.45%
士幌町	6人	2.43%	広尾町	5人	3.33%
上士幌町	2人	3.03%	幕別町	3人	1.80%
鹿追町	3人	2.54%	池田町	4人	2.25%
新得町	3人	2.70%	豊頃町	1人	1.41%
清水町	4人	2.65%	本別町	4人	2.74%
中札内村	1人	1.52%	足寄町	3人	1.78%
更別村	1人	1.23%	陸別町	1人	1.47%

3点目、平成19年11月末現在、障害者手帳の交付を受けている方から町外の施設に入所されている方を除くと、身体障害者手帳所有者が818人、療育手帳所有者、知的障害者の方では145人、精神障害者保健福祉手帳所有者49人、合計1,012人となっている。

4点目、平成19年3月に第1期芽室町障害福祉計画を策定しており、この中で具体的な取組を推進していく。また、町内関係機関が参加する（仮称）芽室町自立支援協議会を来年4月に設立すべく検討を進めている。

### 本町の臨時職員の雇用状況について

◎質問者：小椋 孝雄 議員

**Q** 1点目、平成19年度予算で、日額・月額臨時職員数は何名であるか、また、総歳出額はいくらか、また、その額は職員費の何%に当たるかを伺いたい。

2点目、臨時職員を雇い入れる際の退職手当の有無、賞与の有無についての労働条件はあるのか。

3点目、臨時職員は職務、人材活用の仕組み、契約期間の3要件の中で正職員と同じ教育訓練、福利厚生等の待遇の取扱規定はあるのか。

4点目、臨時職員からの苦情の申し出に対応できる体制を確立しているのか。

**A** 町長 1点目、平成19年4月1日現在の状況として、一般会計、特別会計、事業会計を合わせた正職員の在職者は328人、月額職員は3人、嘱託職員は12人、日額職員は149人、非常勤職員は45人、

パート職員は54人で、正職員以外の職員総数は263人。臨時職員等の人件費は、賃金報酬が4億6,200万3,000円、共済費は1億572万4,000円で合計5億6,772万7,000円であり、職員給与費の18.3%となる。

**2点目**、月額臨時職員以外の職員にあっては通勤手当以外の退職手当や賞与を支給する制度はない。

**3点目**、臨時職員も基本的には地方公務員法適用職員であることから、待遇等の一般職員が受ける教育訓練としての研修は、正職員同様に任命権者がその機会を提供しているほか、社会保険及び厚生年金加入者にあつては、その法に基づく福利厚生事業の適用を受けている。

**4点目**、臨時職員の苦情の申し出にあつては、原則的には職員の福利厚生事業を担当する総務部総務課総務グループが担うものであるが、今日の苦情の多様性などを考えるとき、職場長を通じ臨時職員が不安や懸念、そして心配を抱くことなく勤務に精励できるよう職場環境を整えていくことが重要と考えている。

## 第4期総合計画の基本構想と11月29日十勝毎日新聞報道の10年以内に「十勝一市」実現報道との整合性について



◎質問者：尾藤 精志 議員

**Q** 1点目、去る10月15日開かれた議員協議会で、私は具体的に十勝町村会の一市構想に触れて質問しているのに対して、何も答えずにおいて、この報道はどの様に理解すればよいのか？

2点目、しかも、十勝町村会での小委員会の委員長は竹島副町長です。この際、十勝町村会の動きがどの様になっているか伺いたい。

3点目、期間も4期総と同じ10年間ですが町長の認識を伺いたい。

**A** 町長 1点目、十勝一市構想については、十勝全体として検討を進めるものであるが、当面の進め方としては各市町村が自主・自立の方針に沿って広域連携や行財政改革を進めると明記しているものである。

その論議というのは今日まで継続していたことは事実であり、したがって十勝町村会としては各市町村の自主・自立を基本としつつ、まずは広域連携の可能性をさぐり、このたびその可能性が集約された。そのことから次のステップとして帯広市との広域連

携を進める検討に入ることを決定したものである。

**2点目**、十勝地区ランドデザインの策定以降、平成18年8月に、帯広市長と十勝町村会役員との意見交換を開催し、その後町村会の役員会などを経て今後の取組を検討した結果、副町村長会に具体的な検討をゆだねることとし、管内各ブロック代表によるランドデザイン小委員会を設置したものである。本町の竹島副町長が委員長を務める検討小委員会は、帯広市との協議に向け、十勝町村会の方向性を整理するために設置したものであり、まずは各町村自主・自立を基本として広域連携の取組を一層進めようとするものである。さらに、地方分権改革や道州制の議論に伴う事務・権限移譲の受け皿として、十勝管内の広域連合体のあり方を検討するものであり、直接的な合併議論を進める目的で設置されたものではない。したがって、十勝町村会としては、今後帯広市との協議を行う中で、まずは広域連携のあり方を模索していく段階である。

**3点目**、自主・自立に向けた10年を基本としたまちづくりを考えているが、ランドデザインの推進が、今後十勝の市町村行政に大きな影響を及ぼすことも事実であることから、当面十勝町村会が目指す広域連携などの調査研究を徹底し、さらに地方財政制度の改革方向、国全体の市町村合併の動向、そして権限移譲を図る道州制の推進など、外的な要因の推移を的確にとらえ、広く町民の皆さんに公表しながら、必要に応じてその後の本町の方針を検討、議論していきたい。

## 後期高齢者医療制度について



◎質問者：梅津 伸子 議員

**Q** 1点目、制度決定、導入にあたり、全国的に怒りと不安、批判の声が広がり、政府与党は一部について一時凍結を打ち出さざるを得ない状況になっている。この制度導入による住民への影響はどうか。

2点目、自治体の役割である福祉向上の視点から制度導入をどう考えるか。

3点目、町独自の減免制度を設けるべきと考えるがどうか。

**A** 町長 1点目、老人保健制度から新制度に変わるものである。運営主体が、市町村から都道府県単位の広域連合に変わるが、各種申請手続き、

医療サービス、医療費の窓口負担割合は現行制度と同じで、大きな混乱、影響はないと考える。

保険料については、算定方法や納付方法が違い、大きな影響があると考えます。

2点目、財政責任を明確にし、安定的で持続可能な保険財政運営が図られるよう制度がつくられたものと認識している。

3点目、運営主体である広域連合が定めた条例の枠を越えて減免措置を講ずることは現在、考えていない。

## 原油価格高騰に対する対策について

◎質問者：梅津 伸子 議員

**Q** 原油価格の高騰が、消費、生産、事業などどの分野でも住民に深刻な影響を及ぼしている。暮らしを守るために町として、福祉灯油を実施すべきと考え、見解を伺いたい。

**A** 町長 芽室町では平成15年まで、高齢者世帯、障害者世帯、一人親世帯への経済的支援として福祉灯油制度を実施してきた。最近の石油価格は異常なほどのスピードで高騰しており、高齢者や障害者などに深刻な打撃となっている。緊急対策として、高齢者や障害者世帯、一人親世帯など、低所得世帯に燃料購入費の一部を助成する準備を進めており、今後については、原油価格上昇の推移をみていかなければならないと認識している。

## 乳幼児医療無料の対象年齢拡大について

◎質問者：梅津 伸子 議員

**Q** 子育て世代にとって、「せめて子どもが病気の時はお金の心配なく医者にかかれるようにしてほしい」という願いは切実である。少子化対策として全国的に進められている乳幼児医療無料の対象年齢の拡大を実施すべきと考え、見解を伺いたい。

**A** 町長 現在本町の乳幼児医療費は、3歳未満は無料、3歳以上就学前で町民税非課税世帯は無料、町民税課税世帯は1割負担となっている。全国的に市町村による対象年齢の拡大が進められている中、本町としても、疾病の早期発見、早期治療促進、子育て世代の経済的負担軽減のため、平成20年度、実施したいと考えている。

現在町内の就学前児童は1,200人、小学生1,240人、中学生664人である。どこまで拡大するか最終判断までいってない。

## 地域経済の活性化について

◎質問者：梅津 伸子 議員

**Q** 町内商工業者、とりわけ建築業の活性化が急務となっている。仕事確保と防災対策の耐震化を結合する有効な施策として、住宅リフォームに対する補助制度の実施をと考え、見解を伺いたい。

**A** 町長 本町では耐震改修の重要性や緊急性についてパンフレット配布等で普及啓発を行っており、さらに計画的な耐震対策を実施すること、耐震改修に対する支援制度を充実させることが安心・安全を促進することになると認識している。そのために必要な「耐震改修促進計画」策定を行う考えである。また、一般住宅の耐震診断、耐震改修に対する補助制度を実施するために、国の「住宅建築物耐震改修事業」の補助制度も含め検討する。補助制度の活用で、町内商工業者の活性化、経済循環にも有効となり得るので、新年度実施に向け、調査継続したい。

## 第4期芽室町総合計画について

◎質問者：西尾 一則 議員

**Q** 1点目、平成16年に策定された「職員定数適正化計画」では、当面の職員補充率を低く、後年度に高くしているが、平成20年度組織・機構の見直しを計画している中で、補充率を見直しもっと平準化する考えはないか。

2点目、公共施設配置に関する最優先課題で中央保育所建設場所が芽室高校跡地に計画されていますが、中央保育所跡地は宅地分譲など、と示されていますが何か公共的なもの考えはないか。

3点目、総合計画も財政の裏付けがなければ、「絵にかいた餅」になってしまうと思うが「自主・自立の推進プラン」に掲げた考え方を受け継ぎ、その取組を可能な限り反映させることが必要と基本構想の財政運営の方向に書いてあるが、具体的な計画が示されていないと思うが、それでよいのか。

**A** 町長 1点目、今後の計画期間内の職員補充率については、年度ごとの退職者を適正に把握し、平成21年4月予定の特別養護老人ホームの民営化による職員異動や職種換えなどを考慮し、事務事業に係る業務量調査や民間への業務委託などを見きわめ、慎重に判断をすべきものと考えている。

今後も「職員定数適正化計画」の実施が間違っても住民サービスの低下と指摘されることがないように、適正な行政経営を目指しながら、計画的職員採用に努めていく。

**2点目**、中央保育所跡地の利活用方策については、生活の利便性が高く、住環境にすぐれた地域であることから、宅地分譲などを想定しており、第4期総合計画期間内に想定した公共施設建設構想もなく、現時点では公共施設を配置する計画は持っていない。

**3点目**、総合計画はまちづくりの基本指針であることから一体化を図り、自主・自立推進プランを総合計画に反映させること、平成20年度以降も継続して取り組むべきものは、総合計画実施計画書に記載することを考えている。

今回お示した総合計画実施計画や中期財政計画については、個別の事務事業の取組をすべて明示し、その影響額を算定するものではなく、総合計画推進に合わせて財政全体の状況を見きわめローリングしていくものであり、自主・自立推進プランの財政シミュレーションの考え方とは異なるものである。

## 「農地・水・環境保全向上対策」について



◎質問者：飛田 秀樹 議員

**Q** WTO、EPA交渉の進展、原油高騰等、今後の農業情勢に大きな変化が予想されるなかではあるが、本町の基幹産業である農業を守ることは、最重要と考える。そこで、今回の政策に対しての本町の具体的な取組を伺いたい。

**A** 町長 昨年から地域説明会を全町の6地域で開催したところ、上伏古・共栄・報国の3地区が、平成20年度から事業に参加する意思にあり、現在詳細部分について地域の皆様と最後の詰めを行っているところである。なお、そのほかに事業への参加を検討中の地域が2地域あるので、今後とも地域と密接な連携を図りながら、農地・水・環境の保全向上対策を推進していく考えである。

## 議会の動き

### ■第2回町議会定例会（予定）

・会期 3月3日(初日)・6日・7日・10日(一般質問)・21日(最終日) ・時間 9時30分

・内容 条例制定及び改正、補正予算ほか

※委員会については随時開催しますので、詳しい日時等は事務局にお問い合わせください。

## 学校給食費滞納について

◎質問者：飛田 秀樹 議員

**Q** 「食育」といわれる時代の中で学校給食費の滞納状況と、その特徴はどのようなものか、また、PTAとの連携はどのようにとられているのか伺いたい。

**A** 教育長 平成18年度末の決算時の収納状況は、調定額9,036万437円に対し、収入済額は8,901万5,346円で、未収金は42件、134万5,091円で、収納率は98.5%で、前年対比0.6%の減。また、過年度分調定額は478万9,635円に対し、収入済額は70万4,274円で、未収金は111件、408万5,361円。平成19年度に滞納繰越金として繰り越した額は、現年度分と過年度分を合わせて153件で543万452円。この153件のうち同一世帯の未納者がいるため、実質件数は82件。なお、本年11月末の滞納繰越金の収納状況については、55万4,064円の収入があり、そのうち完納件数が15件あったので、未納件数は67件、487万6,388円となっている。

滞納状況の特徴としては、複数年にわたる未納が多いこと、給食費だけでなく町税や使用料なども未納となっている場合が多いことが滞納者の共通的な傾向であり、給食費だけの顕著な特色は特になく、と考えている。

滞納者の情報は、個人情報でもあるため、滞納者個別の対応についてはPTAとは連携を取り合っていないが、給食費未納の実態と、収納率向上のための啓発については、年2回開催している、学校と保護者代表で構成する学校給食運営協議会や校長会、教頭会で説明し、収納についてお願いをしている。また、毎月全児童・生徒に発行している給食だよりでも、給食費納入のお願いをしている。今後も給食費については、保護者負担は給食材料だけで負担する食事代であることから、教育活動の一環であること、公平負担の原則等を保護者に理解していただくとともに、口座振替納入と本年から新たに導入したコンビニ納入の推進・周知や、家庭訪問による個別徴収や文書・電話による督促など、一層強化して未収金の解消に努めていく。